

## 自動販売機の設置に係る教育財産使用許可条件

### 1 所在地

東京都立町田の丘学園（東京都町田市野津田町 2003 番地）

### 2 使用財産（設置場所）

飲料用自動販売機	管理棟 1 階	昇降口	1.04 m <sup>2</sup>
食品用自動販売機	管理棟 2 階	職員給湯室	1.04 m <sup>2</sup>

### 3 設置目的

- （1）災害時の非常飲料水確保のための災害用ベンダーとするため
- （2）生徒、来校者、教職員の福利厚生のため

### 4 使用許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

### 5 設置台数

飲料用自動販売機	1 台
食品用自動販売機	1 台

### 6 使用者の資格要件等

- （1）官公庁または学校への設置実績があり、使用許可の全期間営業を維持できること。
- （2）使用許可申請の前 3 年の間に、自動販売機による営業販売に関し所管行政庁から食品衛生法または、食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、または食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けていないこと。
- （3）自動販売機の設置にあたり、営業許可、保健所への届出等、許可等法令に定めのある事項については、使用者が使用前に手続きを行うこと。
- （4）使用許可申請の際には、使用許可に関する申請書（別途定める東京都様式）と併せて、印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、財務諸表、営業許可書、上記（2）にかかる申立書等を提出すること。詳細については、別途指示する。

### 7 販売品目

#### （1）飲料用自動販売機

- ① ミネラルウォーター、緑茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンクを基本とし、容量は 600 ml を上限とする。
- ② 販売種類は 24 セレクション以上とする。

#### （2）食品用自動販売機

- ① 栄養補助食品、菓子パン、カップ麺、菓子類を基本とする。
- ② 販売種類は、9 セレクション以上とする。

#### （3）飲料用自動販売機、食品用自動販売機共通の事項

- ① 複数のメーカーの製品を陳列すること。
- ② 事前に販売予定品目、価格を本校担当者へ提示し、承諾を受けること。
- ③ 販売品目は、利用者のニーズや季節に応じ、変更すること。
- ④ 本校が要望する場合、売上状況の資料を月ごとに提出すること。

## 8 販売価格

- (1) 一般小売価格（消費税込）と比較し、値引きした価格で販売すること。
- (2) やむを得ない理由で販売価格の値上げ改定が必要な場合、本校と協議のうえ決定する。

## 9 自動販売機の仕様

- (1) 飲料用自動販売機は、車椅子利用者が使用しやすいユニバーサルデザインであること。
- (2) 飲料用自動販売機は、非常災害時に無料で飲料を提供できる災害救援型であること。
- (3) 飲料用自動販売機は、電子マネーに対応できること。
- (4) 環境負荷低減に配慮したノンフロン、ヒートポンプ式の少電力機種であること。
- (5) 本体に漏電遮断機を設置していること。
- (6) 設置に際し、転倒防止策を講じること。
- (7) 賞味期限に到達した食品は、購入ができなくなる対策を施していること。
- (8) 特定メーカーの社名、商品名等の広告宣伝を表示しないこと。

## 10 空き缶等の回収

- (1) 飲料用自販機の付近に空き缶等を回収する容器を設置すること。
- (2) 缶圧縮機、裁断機、デポジット方式は認めない。
- (3) 回収容器は、2個以上を設置し、定期的に回収すること。
- (4) 本校が臨時回収を必要とする場合又は回収を不要とする場合には、要望に応じること。
- (5) 回収容器に排出されたものは、販売品に該当しないものであっても、残さず回収すること。
- (6) 回収容器の個数に不足が生じる場合には、速やかに回収容器を増設すること。

## 11 維持管理

- (1) 自動販売機設備、及び、自動販売機周囲半径2m以内の範囲の床、壁面は常に清潔を保つよう定期的に清掃等を行い、美化維持に努めること。
- (2) 自動販売機設備の撤去後は、床、壁面の清掃を行い、原状回復を行うこと。

## 12 設置に係る教育財産使用料

商品の販売価格が一般小売価格（消費税込）より低廉な場合、免除する。

## 13 設置物件に係る光熱水費の負担

- (1) 自動販売機設備の電気使用量に基づき本校が算定した額を、東京都が発行する納入通知書により、指定期日までに納入する事。詳細については、別途協定書を令和7年4月1日付で双方により取り交わすものとし、協定書の有効期間は、令和10年3月31日までとする。
- (2) 電気使用量を把握するための計量器（子メーター）を使用者の負担で設置すること。計量器は、計量法で定められた検定有効期間内のものを自動販売機に近接し、視認できる位置に設置すること。
- (3) 毎月の計量確認については、双方で協議し、決定する。

## 14 販売、作業等

- (1) 販売品については賞味期限を明記し、期限に余裕をもって販売すること。
- (2) 商品の欠品は速やかに解消すること。
- (3) 販売品補充並びに空き缶等回収に関わる日常作業は本校の開庁日の8時30分から17時までに行うこと。詳細な時間帯は事前に本校と協議すること。
- (4) 日常作業以外の修理、保守作業の日時については事前に本校と協議すること。
- (5) 自動販売機設備にかかる作業の一切は、生徒、来校者及び教職員の安全確保に十分留意するとともに、本校の教育活動等に支障をきたすことのないよう配慮すること。
- (6) 本校敷地内は、屋内屋外すべて禁煙とする。

## 15 故障、苦情対応

- (1) 故障、苦情に関する連絡先を自動販売機の正面に表示し、自動販売機の故障発生及び故障に起因する返金、苦情処理は即時対応できるようにすること。
- (2) 販売に起因する利用者からの健康被害等に対しては、責任を持って対応すること。

## 16 自動車の使用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、次の事項を遵守すること。
  - ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること。
- (2) 自動車の駐車位置、動線については本校の指示に従うこと。作業終了後は速やかに退出すること。

## 17 設置経費等の負担

- (1) 自動販売機設備の設置並びに移設、及び、撤去にかかる費用は、全て使用者が負担すること。
- (2) 耐震補強や電気引込み等の工事費は、使用者が負担すること。
- (3) 使用者が本校施設並びに財産の全部または一部をき損、滅失させた場合は、本校に遅滞なく報告を行い、使用者の負担と責任において現状回復を行うこと。

## 18 免責事項

- (1) 本校は使用者に対し、設置等作業に関わる経費負担、人的対応等は一切行わない。
- (2) 自動販売機の一部または全部のき損、滅失、変造硬貨等による不正利用、窃盗、悪戯等を発見した場合は、直ちに本校に報告すること。その場合でも本校は使用者に対する賠償責任を負わないものとし、復旧にかかる経費等は全て使用者の負担とする。

## 19 使用許可の取り消し

次の各号に該当した場合、本校は許可期間の満了を待たずに使用許可を取り消す。

- (1) 使用者が使用許可条件に違反したと学校長が認めたとき。
- (2) 自動販売機の設置に起因し、本校の施設管理、生徒指導、及び、保健衛生上の問題が生じ、使用許可を取り消す必要があると学校長が認めたとき。
- (3) 使用許可部分を公用（施設改修工事を含む）または公共用に供するため、東京都教育委員会並びに、本校が必要とするとき。
- (4) 使用者自らが真に止むを得ない事由により、自動販売機全ての撤去を学校長に申し出たとき。その場合、第三者への権利譲渡は認めない。

## 20 その他

- (1) 使用許可条件に明記の無い事項等、不明な点は本校と協議のうえ決定する。
- (2) 使用許可期間中における使用許可条件の改定については、本校が施設管理上、教育活動上必要意図する場合のほか、東京都教育委員会が別に定める教育財産の使用許可に関する規則等が改正された場合に限り、双方で協議を行い決定する。